

社会心理学の立場から司法改革を考える ―裁判員制度の研究―

05980088 行動システム科学 4年 松永 和典

指導教官：亀田達也 教授

現在、政府で司法制度改革に関する議論がなされている。その中で、裁判官と市民がともに話し合って判決を下す「裁判員制度」の創設が要請されている。今回の論文は、この裁判員制度に注目した。最初に、なぜ今裁判の評議に市民の参加が必要なのかについての背景を紹介し、制度導入にかかるメリット／デメリットを検討した。その上で、導入された場合に、実際に裁判員制度は有効に機能するかどうかについての検討を行うため、模擬裁判員実験を行った。裁判員制度が機能するかどうかについては、法的知識に差のある裁判官と市民がともに話し合って、法的な意思決定がうまくできるかどうかであると考えた。そこで、実験では、法学部3年以上の学生2人・教養生4人の6人グループで、ある刑事事件について有罪／無罪の評決を出してもらった。

裁判員制度が有効に機能するかという観点から、以下の点について分析を行った。①参加者の積極的な発言と、裁判官の市民両者のお互いの意見尊重。②裁判官による「専門的知識」の供給と市民による「市民側のアイデア」の供給。

上記①については、法学部生と教養生の発言数の差・法学部生と、事後質問紙内の意見重視度について分析を行った。その結果、発言数に関しては、法学部生と教養生の間で、個人レベルでの発言数に差が見られたが、1グループあたりの平均では差は見られなかった。意見重視度について、法学部生は、教養生・法学部生どちらの意見も同等に重視する傾向が、教養生は、法学部生の意見をより重視する傾向が見られた。

上記②については、法学部生の教養生への法的知識の供給の様子・教養生のアイデアや意見に関する発言数などについての分析を行った。その結果、法学部生は教養生に必要な応じた法的知識の供給を行った様子が観察された。また、教養生の発言に関して、意見やアイデアに関する内容の発言が全発言の4割強であったのに対し、裁判で考慮してはいけない内容に関する発言に関しては4%弱にすぎなかった。

以上から、考察として、①裁判官と市民の発言数の差は、議論の進め方で工夫する必要がある点、裁判官の一方的な話し合いの進め方に対する危惧などについての意見を述べた。②市民参加による円滑な議論が阻害されるかどうかについて、今回の実験からのコメントした。まとめとして、裁判員制度が有効に機能する最も大きなポイントとなる裁判官の姿勢や資質に関する意見を述べた。